平成２３年（フ）第５６３号
京都府京田辺市河原神谷66番地　23―308
債務者　矢野　芳枝
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０８号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田56番地の１　７号
債務者　有働　栄喜
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
大阪府南河内郡太子町大字春日1189番地の１
債務者　周郷　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
堺市南区宮山台４丁３番24―304号、前住所堺市南区竹城台３丁１番７―303号
債務者　出口絵梨果
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
大阪府藤井寺市大井４丁目６番17号、前住所大阪府藤井寺市林５丁目３番16号
債務者　大志万富子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
堺市南区槇塚台２丁17番95号
債務者　芳賀　靖史
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県小野市河合西町202番地の６
債務者　北野　隆也
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８９号
福岡県久留米市野中町120番地８
債務者　吉田加津雄
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０８号
福岡県久留米市国分町1622番地１　サンコーポシライシ205号、前住所福岡県久留米市国分町1518番地１　ランドゥール久留米203号
債務者　田中せんや
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５４号
北海道室蘭市八丁平１丁目30番４号
債務者　小泉　大樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
北海道室蘭市八丁平１丁目30番４号
債務者　小泉　友理
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
北海道室蘭市知利別町１丁目43番地、前住所北海道室蘭市東町４丁目17番６―306号
債務者　石井せつ子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
福島県会津若松市旭町５番15号
債務者　上野真理子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
新潟県村上市杉原６番20号
債務者　木戸　康貴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２５３号
大阪府貝塚市堀３丁目12番１―414号、前住所大阪府貝塚市王子353番地15
債務者　柳澤　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
大阪府貝塚市堀３丁目12番１―414号、前住所大阪府貝塚市王子353番地15
債務者　柳澤　　卓
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
大阪府岸和田市南上町１丁目30番５号、住民票上の住所大阪府岸和田市南上町１丁目30番４号
債務者　飯村　義昭
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
大阪府貝塚市名越419番地５キョウエイ名越ハイツＢ101号、前住所大阪府貝塚市三ツ松1879番地９
債務者　時山　友紀
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係